



平成25年11月25日

(一社) 東京建設業協会長 様

国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所 長



平成25年度「災害時における災害応急対策業務に関する協定」
の公募について (お知らせ)

拝啓 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より道路行政ならびに首都国道事務所の業務について、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度におきまして、今回と同様な地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に発生した災害に対する災害応急対策業務に関し、必要な建設機械・技術者、労力等について、その確保及び動員の方法を定めた「平成22年度災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結し、貴協会加盟各社様に協力して頂いているところでありますが、この度あらたに「平成25年度災害時における災害応急対策業務に関する協定」(以下「災害協定」という)を公募することとなりました。

公共工事においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日)が施行され、工事発注も技術提案の評価結果と価格とを総合的に評価する「総合評価落札方式」が導入されるなど、災害協定についても地域貢献の実績として評価される項目となっております。

つきましては、当事務所と災害協定を締結する希望者を、公平性を確保するため下記の通り公募致しますので、貴協会加盟各社様にお知らせして頂きたくご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 協定の概要

名 称	平成25年度災害時における災害応急対策業務に関する協定
期 間	平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間とし、その都度協議の上延長、最大3年間まで

2. 募集区間 (管内2区間+BCP3区間)

3. 主な参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 下記の市区町村内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
東京都：東京23区
千葉県：千葉市、船橋市、習志野市、市川市、浦安市、松戸市、柏市、我孫子市
埼玉県：三郷市、八潮市、草加市
- ④ 首都国道事務所において開催する防災訓練（机上訓練：年1回）や会議等（年1～2回程度）に参加できること。
- ⑤ 平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事の施工実績を有すること。①予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

5. 主な技術資料の審査項目

- ① 災害時に使用する建設機械・資機材の保有及び手配状況
- ② 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力
- ③ 災害出動時における貢献分野及び実績等

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

5. 主な手続のスケジュール

- | | |
|----------------|---|
| 平成25年11月25日(月) | ・協定締結の公募揭示（事務所ホームページ）
・技術資料作成要領の配布開始 |
| 12月9日(月) | ・技術資料提出期限 |
| 12月下旬 | ・協定締結者への通知 |

※上記以外は、公募する公示文を参照願います。

6. その他

事務所ホームページ URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/index.htm>

※公募公示はトップページのトピックスに掲載します。

問い合わせ先 首都国道事務所 工務課 (小林)

TEL 047-362-4114

災害協定(今回公募)について

◆今回公募し改定する災害協定

- (1) 名称 災害時における災害応急対策に関する協定
- (2) 目的 本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、首都国道事務所が管理する施設等（以下「所管施設」という。）及び「国土交通省業務継続計画」による応援区間（以下「BCP区間」という）において発生した災害に対する災害応急対策業務に関し、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設機材・労力等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被災施設の被害拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 業務内容 業務内容は、所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等（以下「応急対策等」という。）を実施するものとする。

※上記協定に基づく具体的な内容は以下の通りである。

①. 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、必要に応じ道路の巡回や危険箇所の規制措置、また危険箇所の注意喚起や交通規制措置を周知する案内板や標識等を設置する。また大雪時における路面凍結等が発生した場合状況に応じ、当該区間の応援等を指示することがある。

②. 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

③. 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

※ 今回公募する災害協定はH22.10に各社様と締結した協定の改定にともなうものであり、前回同様ご協力を頂ける各社様の応募をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。